

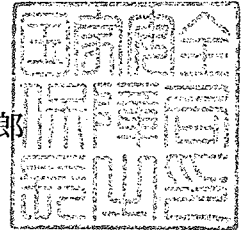


閣安保第503号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する国家安全保障会議創設関連法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

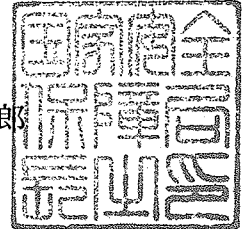


閣安保第504号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する防衛省設置法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

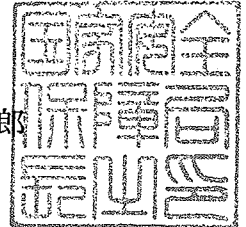


閣安保第505号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する米軍行動円滑化法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

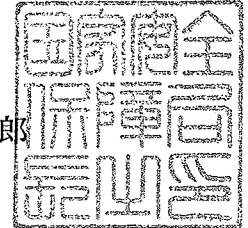


閣安保第506号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する船舶検査活動法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

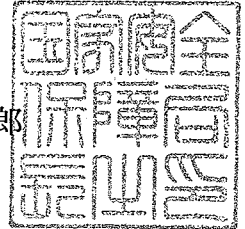


閣安保第507号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する海賊対処法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

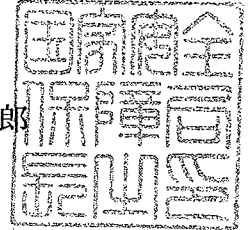


閣安保第508号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する国連平和維持活動協力法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

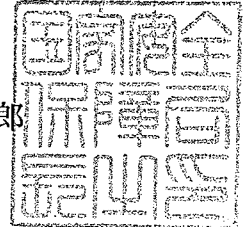


閣安保第509号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する周辺事態法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

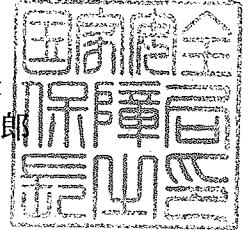


閣安保第510号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する国民保護法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924



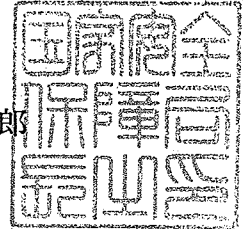


閣安保第511号  
平成26年11月13日

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け(同年同月14日受付)の行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等  
国家安全保障局が保有する武力攻撃事態法改正に関する法令等協議、法令以外の協議(平成26年1月～9月分)
- 2 法第11条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由  
他に処理すべき事務が多く、また、開示請求に係る行政文書が著しく大量である可能性があり、関係省庁への確認及び不開示情報該当性の精査等に時間を要するため。
- 3 開示決定等する期限  
(平成26年12月15日(月)までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。)  
平成27年11月2日(月)

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 (内閣府別館)  
内閣官房国家安全保障局  
TEL: 03-5253-2111 (内線) 82924

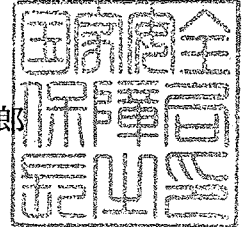


閣安保第512号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する自衛隊法改正に関する法令等協議、法令以外の協議（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

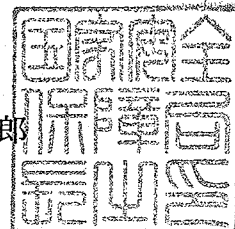


閣安保第513号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する国家安全保障会議創設関連法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

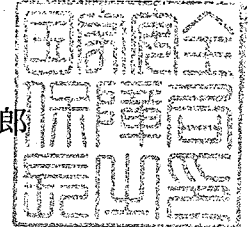


閣安保第514号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する防衛省設置法改正に関する内閣法制局との協議内容  
（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

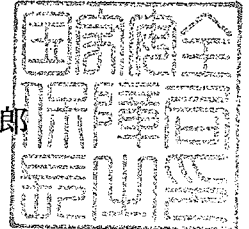


閣安保第515号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する米軍行動円滑化法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

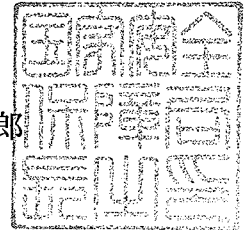


閣安保第516号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する船舶検査活動法改正に関する内閣法制局との協議内容  
（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

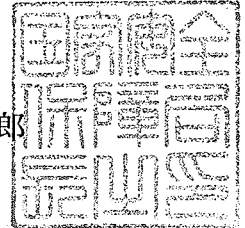


閣安保第517号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する海賊対処法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924



閣安保第518号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する国連平和維持活動協力法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924



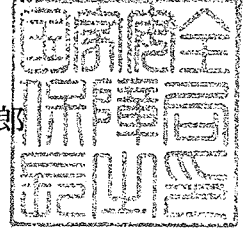


閣安保第519号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する周辺事態法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

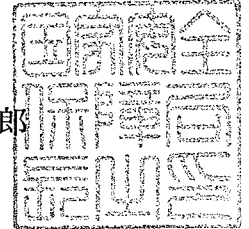


閣安保第520号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する国民保護法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

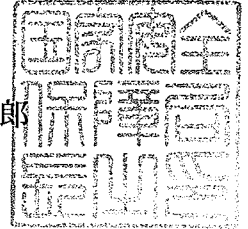


閣安保第521号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する武力攻撃事態法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924

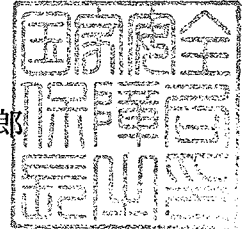


閣安保第522号  
平成26年11月13日

## 行政文書不開示決定通知書

新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長  
谷内 正太郎



平成26年10月10日付け（同年同月14日受付）で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
国家安全保障局が保有する自衛隊法改正に関する内閣法制局との協議内容（平成26年1月～9月分）
- 2 不開示とした理由  
当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12（内閣府別館）  
内閣官房国家安全保障局  
TEL：03-5253-2111（内線）82924